別紙　交付契約申込に必要な提出書類等

今期の契約では、交付契約書（指定協会と生産者が双方記名押印）は、作成しません。
事務委託先（農協等）を経由して対象区域の指定協会に以下の書類を提出すると、指定協会にて内容を確認の上、申込者へ承諾通知を発行し、契約手続が完了します。

1　申込に必要な書類（提出用添付書類）

提出前に以下の書類がそろっているかを、□に「レ」を記入して確認して下さい。（本資料は提出不要）

1．全ての申込者が必要なもの
□　生産者補給金交付契約申込書（Ｐ１・２）
□　契約申込者と口座名義人が異なる場合、両者の関係性を証する書類
□　環境負荷低減のクロスコンプライアンス　チェックシート（畜産経営体向け）
2．個人の場合に必要なもの
□　同一世帯の複数の者による交付契約を申し込む場合、経営が完全に分離され、経理・税務処理等が経営体ごとに処理されていることを証する書類 ※経営が分離されている場合は、それぞれでの交付契約申込が必要です。
3．法人の場合に必要なもの
（１）株主等に法人が含まれる場合にのみ必要
□　生産者補給金交付契約申込書別添　株主等の概要（Ｐ３）
□　契約申込法人名、代表者役職・氏名、資本金、従業員数、株主及びその構成割合がわかる書類 【例】・登記事項証明書（履歴事項全部証明）※作成後おおむね３か月以内のもの又はその写し ・定款等 ※　１つの書類で上記内容が確認できない場合は、複数書類を提出してください。 ※　基本的には、株主等に法人が含まれる場合に提出を必須としますが、その他の契約申込者にも提出を求める場合があります。その場合は遅滞なく提出してください。
（２）肉用子牛の譲り渡しを行う場合に必要
□　一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人にあっては、その生産に係る肉用子牛を肉用牛経営を行う者に譲り渡す事業を行っていることがわかる書類 【例】定款等、施設管理運営規程等
□　市町村にあっては、その生産に係る肉用子牛を譲り渡す事業により譲り渡される肉用子牛のおおむね半数以上が、当該事業を営む市町村の区域内で肉用牛経営を行う者に譲り渡されていることがわかる書類
4．代理人をたてて交付契約申込する場合に必要なもの
□　契約の申込者と代理人とが代理行為の内容を約した契約書の写し

2　書類の提出先等

交付契約申込書等の提出経由先は、Ｐ１に記載の事務委託先としてください。